

# ジョブ・カード制度（職業能力形成プログラム） の進捗状況について

平成24年6月21日

厚生労働省

## ジョブ・カード制度の推進状況

### (1) 実績

#### 平成20年4月から平成24年3月までの累計

- ジョブ・カード取得者数： 約67万2千人
- 職業能力形成プログラム受講者数： 約20万3千人
- 有期実習型訓練受講者数： 約1万8千人
- 実践型人材養成システム受講者数： 約2万3千人
- 日本版デュアルシステム受講者数： 約11万1千人
- 求職者支援訓練 約5万1千人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計	就職率※
ジョブ・カード取得者数 (目標:平成20~24年度 100万人)	65,169人	162,885人	223,844人	220,445人	672,343人	
職業能力形成プログラム受講者数	35,373人	48,825人	46,210人	72,189人	202,597人	
有期実習型訓練受講者数	505人	4,612人	10,368人	2,786人	18,271人	72.3%
実践型人材養成システム受講者数	966人	3,133人	10,681人	7,921人	22,701人	96.8%
日本版デュアルシステム受講者数	33,902人	41,080人	25,161人	10,679人	110,822人	76.9%
求職者支援訓練受講者数				50,803人	50,803人	集計中

(注) 平成23年度実績は平成24年3月末時点の値(実践型人材養成システム受講者数以外は暫定値)。  
就職率は、平成23年4月～平成23年12月末までに訓練を修了した者の3か月後の値。

## (2) 最近の主な取組

### 公共職業訓練におけるジョブ・カードの活用

#### ○公共職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価の実施

- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「雇用支援機構」という。)及び都道府県で実施される公共職業訓練のうち、平成24年4月以降に開始する訓練において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価を実施。  
【平成24年4月～】

雇用支援機構の実施する離職者訓練については平成23年10月開講分から、同機構が実施する学卒者訓練については平成23年4月開講分から、訓練期間中のジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを必須化。

#### ○都道府県職員を対象とする研修の実施

- ・公共職業訓練におけるジョブ・カードの活用の円滑な導入・運営に資するため、ジョブ・カードの作成支援等に従事する都道府県職員を対象とした研修を職業能力開発総合大学校において実施(計2回)【平成24年4月】

### 学生用ジョブ・カードの普及促進

#### ○企業及び大学等に対する学生用ジョブ・カードの普及促進

- ・実務者会議を開催し、学生用ジョブ・カードの様式及び報告書案を議論。  
第1回:平成23年8月11日、第2回:平成23年9月12日、第3回:平成24年2月13日
- ・学生用ジョブ・カード様式の完成【平成23年度末】
- ・労働局、教育機関及び都道府県等の関係機関に対し、学生用ジョブ・カードの周知・活用の働きかけ【平成24年4月～】

## 質の高い登録キャリア・コンサルタントの養成

### ○ジョブ・カード講習の内容の充実

- ・質の高い登録キャリア・コンサルタントを養成するため、以下の取組を実施。【平成24年4月（一部は同年10月～）】
  - (1) 一定の要件を満たす者については、登録キャリア・コンサルタントとしての登録に当たり、キャリア・コンサルティング基礎講習（概ね7時間程度）及びジョブ・カード講習（概ね8時間程度）の両方の受講を必須化（平成24年10月1日～）
  - (2) 登録キャリア・コンサルタントの更新要件を厳格化
  - (3) 登録キャリア・コンサルタントとしての更新後の有効期間を5年間から3年間に短縮 など
- ・平成24年度は、ジョブ・カード講習を全国で125回開催予定。

## モデル評価シート、モデルカリキュラムの整備

### ○業界団体と連携したモデル評価シート、モデルカリキュラムの開発

- ・「左官工事業」、「アパレル分野」、「金属プレス加工業」及び「屋外広告業」の4業種において、新たにモデル評価シート、モデルカリキュラムを作成。【平成24年5月】
- ・上記開発により、これまでに62職務・分野及び23業種でモデル評価シートを整備。

## ジョブ・カードのデジタル化

### ○外部記憶媒体等を用いたジョブ・カードの活用

- ・ジョブ・カードを外部記憶媒体や電子メールで取り扱うことができるよう運用を弾力化予定。【平成24年6月】

### (3) 制度の周知・広報

#### 学生用ジョブ・カードの周知・広報

- 学生用ジョブ・カードのホームページを開設【平成24年5月】
- 学生用ジョブ・カードに係るリーフレットを作成(別添1～3)【平成24年5月】

#### ジョブ・カード普及サポーター企業の開拓

- 厚生労働省ホームページにジョブ・カード普及サポーター企業の紹介ページを作成し、企業名等の公表を承諾した企業を掲載【平成23年7月～】
  - ・ジョブ・カード普及サポーター企業数は11,985社(うち、公表承諾企業数9,729社)(平成24年4月30日現在)。

#### 広報媒体の作成・発信

- 学生用ジョブ・カードに係るリーフレットを印刷・配布【平成24年7月(予定)】
- ジョブ・カードの切り取り式パンフレットを作成【平成24年2月】
- ジョブ・カード制度に係る総合パンフレットを改訂【平成24年2月】
- 有期実習型訓練に係るリーフレットを改訂【平成24年2月】
- 政府広報としてインターネットテキスト広告を実施【平成24年1月】
- ジョブ・カード制度の紹介リーフレットやジョブ・カード普及サポーター企業の開拓に係るリーフレットを作成し、企業開拓等に活用【平成23年7月～】

ジョブ・カード制度普及促進事業・キャリア形成促進助成金（ジョブ・カード制度関連）の見直しについて

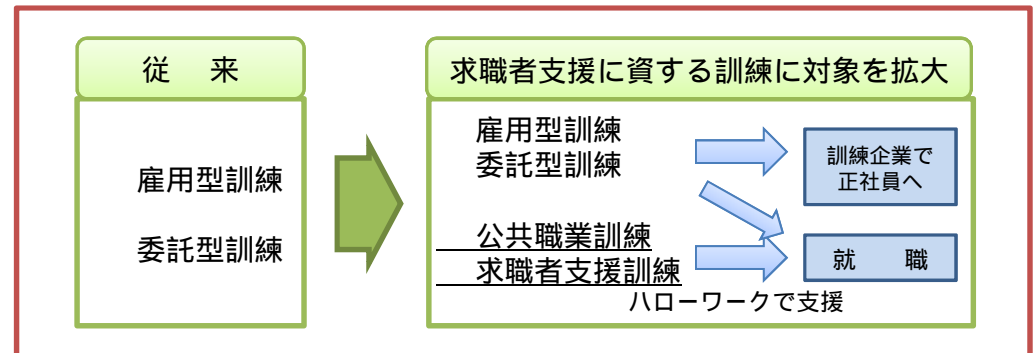
問題点（仕分け指摘事項）

関連予算の大半が、既に雇用関係にある労働者への訓練助成（雇用型訓練）に投入されており、ジョブ・カードの取得が就職に結びつく制度になっていない。

ジョブ・カード制度の普及促進が、求職者のためという本来の目的に沿っておらず、企業に対する助成金の紹介に力点を置いた普及促進にとどまっている。

関連する助成金との整理が必要

見直しの実施



- ・ 国が中心となり連携・協力体制を構築し、求職者支援というジョブ・カード制度の本来の目的を実現
- ・ 普及促進の中核である地域ジョブ・カード運営本部を、地域ジョブ・カードセンター（商工会議所）から国（労働局）に移管
- ・ 地域ジョブ・カードセンター（47ヶ所）及びサポートセンター（65ヶ所）は、企業向けの普及促進に特化

- ・ キャリア形成促進助成金（ジョブ・カード制度関連）は廃止一般のキャリア形成促進助成金で対応

## キャリア形成促進助成金（ジョブ・カード制度関連）の改正内容

一般メニュー			22年度	23年度
正社員訓練	OFF-JT	経費・賃金助成	1/3 ( - )	1/3 ( - )
	OJT	実施助成		(注) 600円 ( - )
非正規訓練	OFF-JT	経費・賃金助成	1/2 (1/3)	1/2 (1/3)
	OJT	実施助成		(注) 600円 (600円)
ジョブ・カード制度関連			22年度	23年度
職業訓練	OFF-JT	実施助成	800円 ( - )	廃止
		経費・賃金助成	4/5 (2/3)	
	OJT	実施助成	800円 (600円)	
		賃金助成	4/5 (2/3)	

助成内容の括弧内は大企業。

網掛け箇所は改正部分。

平成22年度までは能力評価等についても一定の助成を行っていた。

注 一般メニューのOJT実施助成は、大臣認定等を受けた雇用型訓練のみ支給。

新規学卒者の採用を検討している事業主の皆さまへ

## 「学生用ジョブ・カード」を 採用面接に取り入れませんか



「学生用ジョブ・カード」とは、就職活動を行う大学生や専門学校生などが、キャリア・コンサルティングを受けながら作成する、履歴書よりも詳しい自己PRシートです（裏面参照）。一般的な履歴の内容はもちろんのこと、学校のカリキュラムで関心を持って取り組んだこと、アルバイト、サークル、ボランティア、インターンシップなどの活動歴、自身のパーソナリティ、将来の仕事へのビジョンなどが具体的かつ詳細に記載されています。

学生用ジョブ・カードの提出があれば、いろいろな側面から人物評価を行うことができますので、採用面接の応募書類に、ぜひご活用ください。

### 学生用ジョブ・カードを活用するメリット

- ☑ 履歴書のみによる選考と比べて、学生の人柄、仕事に対する姿勢や意欲を、より詳しく知ることができます。
- ☑ 登録キャリア・コンサルタント（ ）または学生をよく知る教員のコメントがあり、人物評価の参考にすることができます。  
（ ）ジョブ・カード交付のための専門講習を受け、厚生労働省などに登録されたキャリア・コンサルタント
- ☑ 採用選考の応募書類として指定すると、複数の応募者を比較しやすくなります。

### 「ジョブ・カード普及サポーター企業」として登録しませんか

学生用、一般用の「ジョブ・カード」をより多くの企業に知っていただき、採用面接などへの活用機会を増やしていくため、「ジョブ・カード普及サポーター企業」を募集しています。

ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用することにご協力いただける企業の皆さま、ぜひ登録をお願いします（登録は無料です）。登録いただくと、希望により企業名などを厚生労働省ホームページで公表します。

登録方法については、お近くのジョブ・カードセンター、サポートセンターにお尋ねください。

ジョブ・カード普及サポーター企業として、ご協力いただく事項

ハローワークでの求人申込みの際は、応募書類として「ジョブ・カード」を指定していただくか、履歴書・職務経歴書以外に「ジョブ・カードも使用可能」である旨を記載して、求人申込をしてください。

今後の施策の参考とするため、活用状況やジョブ・カードに対するご意見などをお尋ねするアンケートをお願いする場合があります。

### ジョブ・カード普及サポーター企業として登録していただくメリット



企業名などが厚生労働省のホームページに公表されますので、能力本位で人材を採用する企業であることをPRできます。





大学や専門学校の関係者の皆さまへ

## 「学生用ジョブ・カード」を 就職支援にご活用ください！



「学生用ジョブ・カード」とは、就職を見据えた大学生や専門学校生などが、キャリア・コンサルティングを受けながら作成する自己PRシートです（裏面参照）。学校のカリキュラムで取り組んだことをはじめ、アルバイト、サークル、ボランティア、インターンシップなどの活動歴、自身のパーソナリティや、将来の職業への展望（キャリア・ビジョン）などを、具体的かつ詳細に記入できるようになっています。

学生用ジョブ・カードは、学生がキャリア意識を高め、自己の個性や能力を理解して適切な職業選択を行えるよう段階的にサポートするツールです。皆さまの学校におけるキャリア教育や就職支援に、ぜひご活用ください。

### 学生にとって、ジョブ・カードのメリットは...

- ☑ 作成の過程で、自分の強みやアピールポイントを見つけ、就職活動時に効果的な自己PRができるようになります。
- ☑ 就職活動時に、企業への応募書類やPRシートとして活用することができます。

#### 学生用ジョブ・カードを作成した学生の声

働くことの意味を考えるきっかけとなり、就職活動に対するモチベーションが向上した。  
自分の現状とこれからすべきことを明確にできて役に立った。  
学生用ジョブ・カードの内容をまとめておけば、エントリーシートを記入する際に困らない。

### 学生用ジョブ・カードの活用方法

- ☑ 学生の就職支援ツールとして活用できます。  
アピールポイントがなかなか見つからない学生、就職が決まらない卒業予定者や既卒者に対する個別相談時に活用  
企業の採用面接時における自己PRシートとして活用  
エントリーシートの基礎資料として活用 など
- ☑ 学校で実施するキャリア教育のツールとして活用できます。  
入学時から計画的・段階的にキャリア教育を実施する際に活用  
キャリア教育の講義・授業や少人数制のゼミでの活用  
既存のキャリア教育ツールを補完するものとして活用 など

### 学生用ジョブ・カードの活用にあたっての留意事項

学生用ジョブ・カードは、教員または「登録キャリア・コンサルタント」がコメントを記入して本人に手渡すことで「交付」となります。登録キャリア・コンサルタントとは、「ジョブ・カード講習」を受講して、厚生労働省などに登録している人をいいます。就職担当職員など教員以外の方が学生用ジョブ・カードを交付するには、登録キャリア・コンサルタントとなる必要があります。ジョブ・カード講習の受講要件や開催日程など詳細は「ジョブ・カード講習案内」のホームページをご覧ください（受講は無料です）。

ジョブ・カード講習案内ホームページ：<http://www.job-card.jp/>

大学や専門学校が学生用ジョブ・カードを交付した際は、上記ホームページの「講習修了者の皆様へ」を通じて、交付件数を報告してください。





## 就活学生を支援する新しいツール 「学生用ジョブ・カード」をご活用ください



「学生用ジョブ・カード」とは、就職を見据えた大学生や専門学校生が、キャリア・コンサルティングを受けながら作成する、履歴書より詳しい自己PRシートです（裏面参照）。一般的な履歴の内容のほか、学校のカリキュラムの中で力を入れて取り組んだこと、アルバイト、サークル、ボランティア、インターンシップなどの活動歴、自身のパーソナリティや、将来の職業への展望（キャリア・ビジョン）などを、具体的かつ詳細に記載できるようになっています。

学生用ジョブ・カードは、教育の現場では、**学生がキャリア意識を高め、自己の個性や能力を理解して適切な職業選択を行うことをサポートするツール**になります。また企業に対しても、色々な側面から求職者の人物評価をするための資料となるので、採用選考の応募書類としての活用を積極的に勧めています。

皆さまの学校における**キャリア教育や就職支援**に、学生用ジョブ・カードぜひご活用ください。特に、学生からジョブ・カード交付のためのキャリア面談や「教員記入欄」へのコメント記入を求められた場合には、ご対応をよろしくお願いします。

一般用の「ジョブ・カード」は、フリーターなど正社員経験の少ない人を対象に、安定した就職を支援するツールとして、平成20年にスタートしました。このたび対象を広げ、学生のキャリア教育や就職活動に活用していただける「学生用ジョブ・カード」を開発し、現在普及を図っています。

- 学生用ジョブ・カードの対象となる学生には、在学生のほか、未就職の卒業生も含まれます。

### 学生用ジョブ・カードの特長



- ☑ **作成の過程で、自分の強みやアピールポイントを見つけ、就職活動時に効果的な自己PRができるようになります。**

- ☑ **就職活動時に、企業への応募書類やPRシートとして活用することができます。**



#### 学生用ジョブ・カードを作成した学生の声

働くことの意味を考えるきっかけとなり、就職活動に対するモチベーションが向上した。  
自分の現状とこれからすべきことを明確にでき、役に立った。  
学生用ジョブ・カードの内容をまとめておけば、エントリーシートを記入する際に困らない。

### 学生用ジョブ・カードの活用方法

- ☑ **学生の就職支援ツールとして活用できます。**  
アピールポイントがなかなか見つからない学生、就職が決まらない卒業予定者や既卒者に対する個別相談時に活用  
企業の採用面接のための自己PRシートとして活用  
エントリーシートの基礎資料として活用 など
- ☑ **大学や専門学校で実施するキャリア教育のツールとして活用できます。**  
入学時から計画的・段階的にキャリア教育を実施する際に活用  
キャリア教育の講義・授業や少人数制のゼミでの活用  
既存のキャリア教育ツールを補完するものとして活用 など



## 学生用ジョブ・カード様式

「カード」という名称ですが、A4用紙5枚組のシートです。

### 履歴シート

職務経歴、学習歴・訓練歴  
資格・免許、自己PR、志望動機  
一般用のジョブ・カード様式と同じものです。

### 学校活動歴シート

学校の課程で関心を持って取り組んだことや  
学校の課程以外で学んだ学習歴と、そこから  
学んだこと、得られたものを記入

### 学校活動歴シート

アルバイト、サークル、ボランティアなどの  
社会体験活動とそこから学んだこと、得られ  
たものを記入

### パーソナリティ/キャリアシート

- 興味・関心など本人のパーソナリティに関する事項やキャリア・ビジョンを記入
- 教員やキャリア・コンサルタントによる学生本人の強みや就業意欲などについてのコメントを記入

The image shows four sample sheets of the Student Job Card form. The top-left sheet is labeled '履歴シート' (Resume Sheet). The top-right sheet is labeled '学校活動歴シート' (School Activity History Sheet). The bottom-left sheet is also labeled '学校活動歴シート'. The bottom-right sheet is labeled 'パーソナリティ/キャリアシート' (Personality/Career Sheet) and has a yellow box labeled '教員記入欄' (Teacher Input Field) with an arrow pointing to it.

## 学生用ジョブ・カードには、「教員記入欄」があります

学生用ジョブ・カードは、**学生自身が中身を完成させるもの**ですが、作成の過程で先生や登録キャリア・コンサルタント<sup>1</sup>が面談を通じて本人にアドバイスなどを行い、コメントを記入することで就職活動などで活用することができるようになります（これを「交付」といいます）。

1 登録キャリア・コンサルタントとは、一定の資格、職務経験を有し、ジョブ・カード講習を修了して厚生労働省や登録団体に登録されたキャリア・コンサルタントをいいます。ジョブ・カードは、原則として登録キャリア・コンサルタントのみ交付が可能ですが、学生用ジョブ・カードは、教員の方であればどなたでも交付することができます。ジョブ・カード講習の受講を希望される方は「ジョブ・カード講習案内」のホームページをご覧ください（受講は無料）。

- 学生用ジョブ・カードの〔パーソナリティ/キャリアシート〕の「教員記入欄」<sup>2</sup>は、**教員の方であれば、どなたでも記入することができます。**
- 2 登録キャリア・コンサルタントでもある教員の方は、「教員記入欄」と「キャリア・コンサルタント記入欄」のどちらに記入していただいても構いません。
- **学生用ジョブ・カードが就職活動に効果的な資料となるよう、「教員記入欄」には、学生が記入した内容や面談結果をもとに、本人の強みや長所、就職活動への取り組み姿勢、就業意欲などを中心に記入してください。**
- 大学や専門学校が学生用ジョブ・カードを交付した際は、**ジョブ・カード講習案内ホームページの「講習修了者の皆様へ」**を通じて交付件数を報告してください。

ジョブ・カード講習案内ホームページ：<http://www.job-card.jp/>

ジョブ・カードについて詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

トップページ「分野別の施策」> 雇用・労働「職業能力開発」> 施策情報「ジョブ・カード制度」> 施策紹介「ジョブ・カード制度」  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job\\_card01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html)